

消費税を税率5%にした上で地方消費税に一元化することについて（メモ）

現状、直ちに消費税を地方消費税に一元化することについては、以下のような課題があるのではないか。

1 都道府県及び納税者の負担の増大等

○貨物割（輸入取引への課税）

- ・ 現在は、国が、消費税（国税）分と併せて徴税事務を行っている。
輸入に関するものであるため、税関が事務を行う必要があるところ、都道府県に税関に相当する機関がないこと等が理由である。
→ 都道府県では、徴税事務が行えないのではないか。

○譲渡割（国内取引への課税）

- ・ 現在、地方消費税は、「消費税額」に税率を掛けて算出する仕組みとなっており、事業者の売上げ等の実態の把握は、都道府県では行わず、国が行っている。
→ 都道府県は、国のように実態の把握を行うだけの体制があるか。都道府県にとって過度な負担となるのではないか。
- ・ 現在、地方消費税は、消費税と合わせて国が徴収することとされているため、事業者が各地で得た消費税についてその本店等の所在地で納税する仕組みが採られている。
→ 地方税とした場合、ある都道府県が、別の都道府県で行われた取引についてまで、納税を受け付けることはできないため、事業者が取引を行った都道府県ごとに納税をすることになる。したがって、全国展開している事業者は全都道府県への申告・納税が必要となるなど、納税者の側に過度な負担となるのではないか。
- ・ 現在の（地方）消費税は、生産・流通といった取引の各段階で課税しつつ（多段階課税方式）、その各段階の税収が、最終的な消費地の収入となるよう調整する仕組みが採られている（別紙参照）。
→ 地方税とした場合、ある都道府県が、別の都道府県の税収を得るために徴税事務を行うこととなるが、地方公共団体の事務の在り方として適当か。

2 地域間の格差の拡大

消費に課税をするという消費税の性格からして、消費額の大きい大都市に税収が集中し、地域間の格差が広がるのではないか。



国税として徴収する分は残しつつ、その全額を地方に配分することとすれば、上記の問題を回避しつつ、“5%の全額を地方の収入とする”という政策を達成できるのではないか。

※ これまで、地方消費税への一元化の主張は、地域主権型道州制への移行などの地方の体制・税財政制度の大きな見直しとセットで行われていた。今回の御依頼についても、そうした国と地方の在り方の抜本的な見直しの一環としてならば、徴税を含む地方行政の体制の強化や地方への事務・税源の移譲などと同時に実施されるため、上記のような指摘や問題に対する説明が可能となるとも考えられる。